

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年6月1日(2006.6.1)

【公開番号】特開2005-2030(P2005-2030A)

【公開日】平成17年1月6日(2005.1.6)

【年通号数】公開・登録公報2005-001

【出願番号】特願2003-166195(P2003-166195)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/00 (2006.01)

A 6 1 Q 19/00 (2006.01)

A 6 1 K 8/63 (2006.01)

A 6 1 K 8/02 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 7/48

A 6 1 K 7/00 G

A 6 1 K 7/00 S

【手続補正書】

【提出日】平成18年4月7日(2006.4.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】請求項3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項3】

更に、プロパンとイソブタンを3:1~1:3で混合した噴出用の成分を含有することを特徴とする、請求項1又は2に記載のエアゾール皮膚外用剤。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】請求項7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項7】

塗布後、拭き取ったり、洗い流したりしない、塗りっぱなし形態の使用に供されることを特徴とする、請求項1~6何れか1項に記載のエアゾール皮膚外用剤。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

一方、トリテルペンにポリオキシエチレンが付加した形態の界面活性剤としては、フィトステロールなどのステロールにポリオキシエチレンが付加したものが知られており、かかる界面活性剤は、エアゾール化粧料に於いては、霧状エアゾール化粧料の噴出後泡形成をしない乳化、分散剤としての使用が知られている(例えば、特許文献5を参照)。しかしながら、泡沢形成のエアゾールにおいて、強固な泡沢を形成させる目的で含有された例はなく、従って、フォーム状のエアゾール化粧料であって、トリテルペンのポリオキシエチレンの付加物を含有すエアゾール皮膚外用剤は、全く知られていなかったと言える。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

【課題を解決するための手段】

かかる状況に鑑みて、本発明者らは泡の持つ、密閉性、のびの経時変化の少なさ、有効成分の経皮吸収性の向上と言った、泡の持つ長所を生かして、塗りっぱなしの出来る皮膚外用剤の開発の為、塗りっぱなしの形態で、刺激発現が極めて低く、多価アルコールの含有量が多い系でも発泡しうるエアゾール皮膚外用剤の剤形を求めて、鋭意研究努力を重ねた結果、泡沫形成のエアゾールにおいて、強固な泡沫を形成させる目的で含有された例はなく、従って、フォーム状のエアゾール化粧料であって、トリテルペンのポリオキシエチレンの付加物を含有すエアゾール皮膚外用剤がその様な特性を有していることを見出し、発明を完成させるに至った。即ち、本発明は以下に示す技術に関するものである。

(1) フォーム状のエアゾール皮膚外用剤に於いて、トリテルペンのポリオキシエチレンの付加物を含有することを特徴とする、エアゾール皮膚外用剤。

(2) トリテルペンがフィトスタノールであることを特徴とする、(1)に記載のエアゾール皮膚外用剤。

(3) 更に、プロパンとイソブタンを3:1~1:3で混合した噴出用の成分を含有することを特徴とする、(1)又は(2)に記載のエアゾール皮膚外用剤。

(4) 更に、炭素数12~26の飽和直鎖アルコール及び/又は炭素数12~26の飽和直鎖アルコールのグリセリルエーテルを含有することを特徴とする、(1)~(3)何れか1つに記載のエアゾール皮膚外用剤。

(5) 更に、1気圧25で液状のポリエチレングリコール及びグリセリンから選択される1種乃至は2種以上を50~94重量%含有することを特徴とする、(1)~(4)何れか1つに記載のエアゾール皮膚外用剤。

(6) 化粧料であることを特徴とする、(1)~(5)何れか1つに記載のエアゾール皮膚外用剤。

(7) 塗布後、拭き取ったり、洗い流したりしない、塗りっぱなし形態の使用に供されることを特徴とする、(1)~(6)何れか1つに記載のエアゾール皮膚外用剤。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明の化粧料は、泡沫状皮膚外用剤である為、前記の成分以外に噴射用の成分を含有することを特徴とする。前記噴射用の成分として、例えば、ジメチルエーテル、フロンなどのフッ化炭化水素類、プロパン、ノルマルブタン、イソブタン等の液化天然ガス等が好ましく例示でき、プロパンとイソブタンを3:1~1:3で混合したものが、噴射用の成分に由来する一過性の刺激性を発現しにくいので好ましい。かかる噴射用の成分の好ましい含有量は、2~15重量%であり、更に好ましくは4~13重量%である。これは、かかるガス成分が少なすぎると、10以下の低温域において、吐出、発泡の特性が損なわれる場合が存するからである。